

意見書案第1号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月22日提出

提出者 長門市議会議員 早川文乃

賛成者 長門市議会議員 吉津弘之

賛成者 長門市議会議員 中平裕二

長門市議会議長 南野信郎様

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公共的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の維持促進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年（2023年）10月1日に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは会員へ支給する配分金について仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則となっており、新たな税負担の財源がないセンターにとっては、まさに死活問題である。

本件に関して、国においてセンターに対する支援対策がこのまま何ら講じられることなく推移すれば、新たな税負担分については発注者に対しその財源を求めざるを得ないこととなり、センターの発注者の多くは、官公庁や高齢者世帯が中心であることから、官公庁の財政運営、そして特に高齢者をはじめとする市民生活に与える影響は極めて大きいものである。

よって、今後も引き続きセンターにおいて安定的な事業運営が可能となるよう、センターから会員へ支給する配分金について、仕入税額控除の特例等の措置を講じていただくよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

長門市議会

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣]